看家広報

●人々の暮らしと人生を応援!

はなえみ

2023
隔月刊
1月号
NO.148

公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会

❖ Special Interview

家政婦(夫)サービスへの注目が高まっている今こそ飛躍のチャンス

「家政士サービス等を利用しやすい経済支援」が令和5年度に予算化

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会 戸苅利和会長 1

●MOVEMENT❶ 6
時間厳守で集った心構えが頼もしい受験者たちに期待!

●INFORMATION ....7・8
知っていますか? インボイス制度

●MOVEMENT❷ 9
高齢化社会のニーズに合わせた「食」を
提供できるプロの育成を目指そう!

花知識◆ガーベラ

●ガーベラは元気でキュートなイメージで、茎が長く、
ピンク、赤、白、黄色、橙色など色の種類も豊富で、人気を集めている花。
切り花や鉢植え用に栽培されるものが多く、
飾ると周囲がパッと明るくなり、花の持ちが良いので、
コサージュやフラワーアレンジメントにもよく活用されています。
切り花用として流通している品種は２０００品種以上あり、
そのうち９０％以上は、オランダなど日本国外から輸入された品種です。
ただ切り花のほとんどは、輸入した苗を日本国内で栽培したもの。
開花時期は、3月～5月の春と、9月～11月の秋。

●花ことば:「希望」「前進」
ピンクは「崇高美」、白は「希望」「律儀」、
赤は「神秘」、黄色は「究極美」「親しみやすい」
オレンジは「我慢強さ」

●植物分類:キク科　ガーベラ属の総称 祝根草

●原産地:熱帯アジア　アフリカ

❖新春 Special Interview

家政婦(夫)サービスへの注目が高まっている今こそ飛躍のチャンス

「家政士サービス等を利用しやすい経済支援」が令和5年度に予算化

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会
戸苅利和会長

プロフィール：1947年埼玉県生まれ、東京大学経済学部卒。71年に労働省入省後、民間需給調整事業室長、大臣官房長、職業安定局長等を歴任し、2004年から厚生労働事務次官。07年～11年まで（独）高齢・障害者雇用支援機構理事長。14年から公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会会長。

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方には、日ごろから当協会の事業運営にご支援・ご協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。昨年は感染力が強いといわれているオミクロン株が流行したことで、会員の皆様におかれては、さまざまな工夫、対策を講じながら看家紹介事業にご苦労いただきました。利用者とご家庭の感染防止、家政婦（夫）の皆さんの健康確保に努めるなど、大変ご苦労を重ねられたことと思います。

医療機関や施設の求人が減ったり、逆にご家庭での求人が増えたりと、さまざまな困難があったことと思います。今年こそはコロナ禍を克服して、皆様が良い年を迎えられることを願っています。本年も、看家紹介業の発展のために役員、事務局あげて取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

――今年の活動方針・抱負についてお聞かせください。

この1年の国の動きを見ると、一昨年夏の参議院選挙以降、家政婦（夫）サービスに対する関心が非常に高まっています。具体的には、自民党の選挙公約に「育児や介護をしながら働く方が多い中、家政士サービス等を利用しやすい経済支援を行う」と、揚げられました。それを受けて選挙後、自民党内に「ベビーシッター・家政士活動推進特命委員会」が設けられ、家政士の活用促進に向けた議論が活発に行われました。我々協会も、私と副会長3名で委員会のヒアリングに出席し、業界の現状と要望を述べてきました。家政士サービスについては、「家政士検定制度の認知度向上や研修の充実等による質の向上」と、「家政士資格の保有状況や研修の履

修歴を、利用者が確認できる取り組みが求められる」ということが報告書の中に明記されました。それを受けて令和５年度予算の骨太方針の中にも、「家政士の活用促進に取り組む」ことが盛り込まれ、厚生労働省も、これを実現するために令和５年度予算案に計上するにいたりました。

当協会としては、予算化された事業の受託に努め、首尾よく受託できたら、会員の皆様の協力を得ながら、積極的に効果があがるよう事業を推進していく所存です。

家政婦（夫）サービスが新制度「子育てクーポン」の対象に

もう1つ、最近の動きとしてあげられるのは、昨年12月の補正予算で、子ども・子育て世代への支援が柱のひとつになり、「出産、子育て応援ギフト」制度がスタートしました。具体的には妊娠時に５万円、出産時に５万円、合計10万円のクーポンを各世帯に交付し、産前・産後ケアや家事支援サービスの利用に充ててもらおうという制度です。家政婦（夫）による家事支援サービスも、対象にしていただくよう厚生労働省の子ども家庭局長に直接要請しました。その結果、家政婦（夫）の家事サービス、あるいは、家政婦（夫）によるベビーシッターサービスも対象にするということを、事業の実施主体である市町村・都道府県あてのQ&A文書に明記してもらいました。

「子育てクーポン」は補正予算による事業ですが、政府はこれを恒久的な制度にする方針のようです。これもせっかく決まったのですから、まずは利用していただきたい。既に会員紹介所長には文書で連絡済ですが、ぜひ、所在地の市町村の子育て支援担当課に、子育てクーポンの対象に含めてほしいと交渉に行っていただきたいと思います。

子育ての世代の利用が実現できれば、将来的には、親の介護などの際の利用にもつながると思います。長期的に利用者が拡大していくことにつながるので、ぜひこの機会を活かしていただきたいと思います。

好評だった紹介責任者講習会を今年も主要都市で開催予定

平成30年に職業安定法が改正されて、それを機に当協会として、平成30年３月から令和２年までの３年度間にわたり、紹介責任者講習会を実施しました。１回受講すると５年間有効で、今年３月がちょうど５年目になります。ですから今年２月以降、各支部のご協力をいただきながら、主要都市で順次当協会主催による紹介責任者講習会を実施したいと考えています。

もともと、家政婦（夫）には労働基準法が適用除外になっていること、紹介先が個人家庭であるため他の民営職業紹介事業とは雇用・就労形態が大きく異なることなどから、家政婦（夫）の実情に沿った講習が必要だというニーズを受けての講習会実施でした。受講生に大変評判がよく、受講生全員が合格という大きな成果がありましたので、今回もぜひ、全国の会員紹介所の紹介責任者の皆さんに積極的に受講していただきたいたいと思います。

労災保険の特別加入拡大と家政婦（夫）の賃上げを実現したい

2015年に、家政婦及び訪問介護ヘルパーとして働いていた女性が仕事を終えた夜に急死した件で、遺族が過労死認定しなかった国の処分の取消しを求めた裁判で昨年９月に、東京地方裁判所は訴えを退けました。家政婦（夫）には、労働基準法が適用

されていません。またこの家政婦は雇用関係のもと、介護事業所で働いていましたが、短期間の労働であったため、労災保険は適用されないという内容です。東京地裁の判決は妥当であったと思います。

労働基準法116条第2項に、労働基準法は家事使用人には適用しないと規定されています。理由は、家事使用人は雇い主の家庭内において、雇い主個人の指揮命令のもとに行われるので、国家による監督、規制が適当でないという考え方によっています。これは、我々の基本的な考え方でありますし、厚生労働大臣の公式発言でも同様のことが言われていました。ともあれ、この事件がきっかけとなり、厚生労働省では、まず家政婦（夫）の労働実態を調査し、実情を知った上で、今後の対策を検討するという方針のようです。家政婦（夫）の健康の確保や、就業環境の整備はどうなっているのか、今後どうしていくべきかが議論されていくことと思います。当協会では、判決が出た時点からこの問題をフォローしていて、厚生労働省とも連携し、調査にも前向きに協力しています。

当協会では厚生労働省に働きかけて、数年前に家政婦（夫）は全員労災保険の特別加入の対象となっています。労働基準法は適用されなくても、特別加入ができればかなりの問題はクリアできるはずです。ところが、手続きが面倒などの理由で、せっかく特別加入の対象となったのに、実際に加入されている家政婦（夫）は思ったほど増えていません。とても残念です。ぜひ主旨を理解していただいて、一人でも多くの家政婦（夫）に加入していただくよう、紹介所長さんも取り組んでいただきたいと思います。

振り返れば、政府、与党、社会、いろいろな面で、家政婦（夫）が注目される1年でした。せっかく注目をあびているので、ぜひ、利用者が増えるよう、今後は取り組んでいきたいですね。

――労災の特別加入は、なかなか広がりません。理由の一番は、お客様のほうがしぶることです。ここがネックとなっていますね。

家政婦さんの死亡という痛ましい事件から始まった問題ですので、労災の特別加入を広げていくことは、今後は重要な課題になるのではと思っています。しかし、個々の紹介所が、求人者、利用者の両方に特別加入をお願いするのも限界があるでしょう。個々の取り組みではなく、業界全体がそうなんだという流れを、国の方針に沿う形で協会として作っていく必要があるのではと考えています。

また、今年の課題になるかと思っていますが、最近、電気料金はじめ諸物価が高騰しています。紹介所も家政婦（夫）の皆さんも物価高で困難を抱えていると思いますので、できれば、家政婦（夫）の賃金を上げることを協会として取り組みたい。家政婦（夫）の賃金が上がれば紹介手数料収入も増加します。政府は賃金引き上げに熱心に取り組んでいますし、財界でも、今年の春闘でベースアップをしようという動きがあります。社会の理解が得られるなら、家政婦（夫）の賃金引き上げにも取り組む時期ではと個人的には考えています。会員の皆さんの意見も聞きながら取り組んでいく所存です。先ほどの労災の特別加入の問題も、同時に対応していくほうがやりやすいのではと考えています。

大きな課題は、求人はそれなりにコロナ禍以前の状態に戻ってきていますが、求職者の確保が困難なことです。会員の所長さんたちは皆困っています。求職者の確保の観点からも、処遇の改善は効果があります。協会の役員の皆さんの協力が得られるならこの問題に取り組みたいですね。

――賃上げは非常に重要ですが、賃金は地域差も

ありますし、事業所ごとに異なるので難しいのではないでしょうか。

地域ごとに労働市場が違うので、一律にいくら上げるというのは難しい。おそらく、金額ではなく、引き上げ率の目途のようなものを皆で共有して取り組むなどの方法があるのかもしれません。実行可能性や効果を勘案しながら研究する必要があるでしょう。多少時間はかかっても、何らかの形で賃金の引き上げが実現できるよう、協会としても取り組みたいと思います。

――賃上げについて、協会から働きかけていただいた例は過去になく、画期的だと思います。会長は就任当初から家政婦（夫）の処遇改善に尽力されてきました。仕事の魅力は賃金だけではないと思いますが、ぜひ、家政婦（夫）求職者獲得のためにも、実現していただけたらと思います。

SNSによるプロモーションを強化し若者に家政婦(夫)への関心を広めたい

――広報活動として、昨年１年間、ツイッターやYouTubeなどのSNSの活用を積極的に行ってきました。ページビューを上げるためにはコンテンツを更新し続ける必要がありますので、昨年８月から12月まで合計16本、家事のコツを紹介するコンテンツを公開してきました。世の中に類似のコンテンツは非常にたくさんあり、その中で注目を集めるのは簡単ではありません。なかなか成果が見えない中で予算を割くのは難しいと思いますが、今後はどうしていったらよいでしょうか。

昨年12月初旬までのYouTube、ツイッターの視聴回数は3000件を超えています。新しいコンテンツを公開するごとに視聴者が増えています。これまで、衣食住のうち「住」をテーマにお風呂の掃除、トイレの掃除などを紹介してきましたが、今年の３月までには、「食」に関する動画コンテンツを制作して公開する予定です。その後は、広報委員会の皆さんがやろうというなら「衣」をやってはどうでしょうか。

視聴回数3000回はどのようなユーザーによるものかを見ると、登録されている家政婦（夫）の教育のための使用が圧倒的に多い。１分以内で家事のコツを学べるということで、教材として大変重宝されているようです。

今後は、一般のSNSユーザーの目にとまるために、どのような工夫をするかが課題となります。

最近取り組み始めた新しい事業の中では、目に見える効果が出ている事業ですので、ぜひ今後も、広報委員会の皆さんには積極的に取り組んでほしいと思います。会員の所長、従業者、家政婦（夫）が、このYouTubeを知り合いに拡散していただくなどのご協力も、効果的ではないでしょうか。

今後は共働きニーズに応え、家事サービスの多様化、細分化を

――今は未来予測が難しい時代です。今年こそはコロナが収束するのか、経済状況や、国際状況も不透明な中、明るい展望を見いだせない事業所もあるでしょう。今後、3~5年後、我々はどのような方向に進んでいったらいいのでしょうか。

これまで看家紹介業は、病院の付き添い看護がメインの時代から、介護メインの時代に移り、近年では高齢世帯や共働きの子育て世帯などの増加にともなって、家事支援サービスへと重点が移っています。

今後、高齢化で要介護・要支援の人が増えていきますが、人口が減少する中で、財源となる介護保険が追いつかないという状況になっていくでしょう。介護保険の現状は、従来介護保険の事業としてやっ

ていたことを総合事業という形で自治体に移管したという経緯がありますが、自治体も財政事情が良いわけではありません。そういうところに、家政婦（夫）サービスが役立つことがうまくできないかと考えています。

もう1つは夫婦共働きの世帯が5割を超え、今後も増えていくことが考えられます。もう夫婦だけで仕事も家事・育児も抱える時代ではなく、外部のサービスを使えるなら使いたいという人は必ず増えていきます。そういうニーズにどうやって応えるかは将来の可能性としてあるのではないでしょうか。たとえば、現状の家政婦（夫）サービスは、家政士検定試験の科目からもわかるように、衣食住の中である程度範囲が決まっていますが、今後は、今まで取り組んでこなかったサービスも開発していく。あるいは、半日とか1日といったまとまった時間でサービスを提供するのではなく、もっと短時間のサービスを組み合わせて幅広く複数の家庭に提供する、などのように、サービスの多様化、細分化を考えていく。家政婦（夫）から見れば、就業の形態や内容も多様化・細分化する。そういう方向を模索していく。しかし、その際にも重要になってくるのが求職者の確保・育成です。

当協会の調査研究委員会は家政士検定の開発に取り組みましたが、今後のテーマとして、求人ニーズや求職者のニーズの動向を調査して、紹介事業者がどのような事業展開をしていけばいいのか方向性を示す、ということもあるのでは、と個人的には思っています。個々の紹介所で工夫されるのが基本だと思いますが、せっかく協会があるのですから、皆さんの経験や知見を協会でまとめて、未来を予測し対策を検討し、それを会員の皆さんに提示する。それが、協会の本来の姿かなと思います。

――家政婦（夫）の労働環境は良くなっていますが、未だ解決できない問題は、求職者をいかに確保するか。外国人労働者は、これまでは施設にしか入っていませんが家事使用人としての外国人の起用はできないのでしょうか。今後はどうなるでしょうか。

いまや労働政策というより出入国管理政策の問題になってきているので、大変難しいですね。

現状の技能実習制度は、目的があくまでも現場での「実習」であり、実習後は帰国して習得した技能を母国に広めることが本来の目的です。日本での長期の就労は前提とされていませんし、転職も認められていません。2019年から、特定技能制度が新たに始まり、介護・建設・外食・宿泊など特に人材を確保することが困難な12の産業分野において、一定以上の日本語レベル・技能レベルを持った外国人を即戦力として受け入れることが可能になりました。特定技能外国人は、日本での就労が前提であり、転職が可能です。従来の技能実習生は実習後、特定技能に移行することができます。

これから先、日本はさらに労働力不足が深刻になりますから、今後、特定技能外国人は増えていくでしょう。外国人労働者を増やすために、もっと柔軟な制度に改訂されたり、新たな制度ができるかもしれません。家政婦（夫）に外国人を起用できるかどうかは、特定技能制度の改訂や新たな制度ができるときに、家政婦（夫）が対象職種となるかどうかにかかっていると思います。現状は難しいでしょうから、家政婦（夫）の仕事をより魅力あるものにし、国内労働力の活用に努力することが重要です。

――ぜひとも当協会からの訴えかけによって、家政婦（夫）も特定技能制度の対象に組み入れていただくよう、国に働きかけていただきたいと思います。

（インタビュー／編纂委員長・清水保人　写真／平野正樹）

MOVEMENT ❶

時間厳守で集った心構えが頼もしい受験者たちに期待!

令和4年度「家政士検定試験」が全国7会場で103名の受験者を迎えて実施されました。当日の横浜会場の模様をレポートしていただきました。

令和4年度の家政士検定試験は全国7会場

会　場	受験者数
札幌	7名
千葉	12名
東京	37名
横浜	8名
静岡	12名
尼崎	24名
宮崎	3名
合 計	103名

令和４年度「家政士検定試験」が11月19日（土）に行われ、横浜会場（ウイリング横浜）では、学科8名実技7名の方が受験されました。

コロナの濃厚接触者、家族の介護、仕事の都合で試験前にキャンセルされた方もいらして年１回の試験を受験する厳しさも感じられました。

受験者は時間厳守で行動され、すべて前倒しでできる程でした。すでに家政士としての心構えができている方々で頼もしくもありました。

また、試験終了後に「勉強時間が足りなかった。来年もチャレンジします」と話す受験者もいて、仕事をしながらの勉強は時間のやりくりが大変な部分もありますが、「勉強」することの必要性も感じているのだなと思いました。これからの「家政士」のレベルアップが期待できそうです。

受験者の苦労も大変だと思いますが、受験者・検定員の確保も非常に大変になってきています。既存の紹介所ではめぼしい人は受験済、新規の家政婦（夫）さんの確保が永遠のテーマのように受験者の確保も難しいテーマになってきています。試験前講習会に児童福祉施設にお勤めの方がいらしていて「介護・家事・育児の分野にわたっているので興味を持ちました」とお話しされていました。家事や介護だけではなく育児の分野に興味のある方にも周知していく方法を考えていく必要があると思います。

検定員も検定員研修・本試験を含め２日間協力していただかなくてはならず日々の業務とのやりくりが大変です。所長さんをはじめ事務員さんにもお手伝いいただいていますが実施支部だけでは厳しくなってきますので是非皆様に協力をお願いしたい次第です。

今年度もたくさんの「家政士」が誕生することを楽しみにしております。

最後に試験にご協力くださいました所長さん方々、協会の担当者の方々、本当にお疲れさまでした。

神奈川県支部　港南家政婦紹介所
生形　千絵

千葉会場

尼崎会場

東京会場

宮崎会場

INFORMATION

適格請求書

知っていますか? インボイス制度

令和5年10月1日から消費税の「仕入税額控除」の方式として、インボイス制度が始まります。とは言っても、そもそもインボイス制度とは?という疑問をお持ちの方が多いと思います。インボイス制度を理解するためには消費税の基本的な仕組みである「仕入税額控除」の仕組みを理解することが必要です。

仕入税額控除の仕組みを理解しよう!

消費税は消費者が商品等を費消し又はサービスの提供を受けて消費税を事業者に支払い、事業者が国に納付します。

事業者が国に納付する消費税額は、「課税売上に係る消費税額」から「課税仕入等に係る消費税額」を差し引いて計算されますが、この「課税仕入れ等に係る消費税額」を差し引くことを「仕入税額控除」と呼んでいます。

仕入税額控除の適用には、売手のインボイス保存が必要

インボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まると、買手が「仕入税額控除」を適用するためには売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する義務が生じ、売手がインボイスを交付するためには、事前に税務署からインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があり、登録を受けると課税事業者として消費税の納税義務が生じます。

インボイス（適格請求書）には様式の定めはありませんが、現行の請求書や領収書等に「税務署に登録申請して通知を受けた登録番号」、「税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額」等の記載が義務化されるイメージです。

インボイス発行事業者登録のプラスマイナスを検討しよう!

それでは、ご自身が事業者であると仮定して、インボイス発行事業者として登録しないとどうなるか考えてみてください。登録をしないと売上先にインボイスを交付できず、売上先はインボイスがなければ「仕入税額控除」ができません。ということは売上先が課税事業者の場合、ご自身がインボイスを交付した場合と比べて売上先が国に納付する消費税額が多く計算されてしまいます。

もし、ご自身の事業が消費税免税事業者であるならば、課税事業者になってインボイス発行事業者の登録を行うかどうかを検討する必要が生じるかもしれません。その時にはこれまで縁のなかった消費税の「仕入税額控除」の仕組みを理解することが第一歩となります。

そして、次のような事項を確認・検討することにより最終的にインボイス発行事業者の登録を行うか行わないかについて判断できるようになると思います。

❶消費者及び免税事業者である売上先はインボイスが不要です。

❷課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先はインボイスが不要です。

❸ご自身が現在免税事業者の場合、登録を行うことによりインボイスを交付することができますが、登録後は課税事業者になるため消費税の負担が生じます。

❹登録を行わない場合は取引先から取引条件の見直し等の要求があるかもしれません。

登録を受けるか受けないかは事業者の任意です。

インボイス発行事業者登録は、締切が令和5年3月31日お忘れなく!

ただし免税事業者につきましては令和４年度の改正により登録手続きの見直しが行われ絶えず柔軟に適格請求書の発行事業者になるか否かを判断することが可能となりました。

さらに令和５年度の改正におきましては小規模事業者の負担軽減措置が盛り込まれる可能性が高いので今後の改正内容のチェックもお忘れなく。

（協会社外理事／税理士・田中伸介）

▼インボイス制度において紹介所が取るべき対応の例示

1. 紹介所が消費税の課税事業者である場合

(1) 顧客の全てが消費者である場合

インボイス発行事業者のインボイス交付の義務は、課税事業者から求められた場合に生じます。従いまして消費者に対してインボイスを交付する義務はありませんのでインボイス発行事業者としての登録は必要ないことになります。
ただし、新規顧客が事業者である場合もありますのでインボイス発行事業者としての登録を行っておいた方が良いと思われます。

(2) 顧客のほとんどが消費者である場合

顧客に事業者が少数でもある場合はインボイス発行事業者としての登録を行う必要があります。
顧客が事業者か消費者かを見極めて消費者に対してインボイス以外の請求書を交付するよりは、顧客が事業者であるか消費者であるかにかかわらず、すべての売上についてインボイスを交付する方が請求書発行業務の合理化・簡素化になり、より良い選択となる場合も多いと思われます。

(3) 顧客のほとんどが事業者である場合

顧客のほとんどが事業者である場合はインボイス発行事業者としての登録を行う必要があります。

2. 紹介所が消費税の免税事業者である場合

(1) 顧客の全てが消費者である場合

上記 1.（1）の理由により消費者に対してインボイスを交付する義務はありませんので、課税事業者を選択して消費税を納税してまでインボイス発行事業者の登録を行う必要はありません。

(2) 顧客のほとんどが消費者である場合

事業者との取引が失われる可能性がある場合は、課税事業者を選択して消費税を納税する場合の消費税の負担と、免税事業者を維持して消費税の納税を回避することにより事業者との取引を失った場合の損失とを比較して、どちらか有利な方を選択することになると思われます。
従いまして事前に顧客の事業者に対してインボイスの発行を求められるかどうかを聞いておく必要があると思われます。

(3) 顧客のほとんどが事業者である場合

上記（2）と同様に有利な方を選択する必要があります。

MOVEMENT ❷

中野サンプラザ向上セミナー 10/21

高齢化社会のニーズに合わせた「食」を提供できるプロの育成を目指そう!

令和４年度の介護家政サービス向上セミナーは、新型コロナウイルス感染防止のため、昨年度に続き、全国の各紹介所において実施していますが、紹介所長を対象に東京４支部合同の指導要領説明会が昨年10月21日、中野サンプラザにおいて開催されました。家政士試験にも役立つ「調理」をテーマとし、高齢者の食事や介護食についての知識・能力向上を推進する内容となりました。

目配り・気配り・心配り 3つの大切さが語られたDVD

副会長の飯田信吾氏から今回の向上セミナーの趣旨と流れが語られ、DVD：**今求められている家政サービスに応えるには！第２弾「家政サービスにおける評価認定制度 DVD」＜食編＞**の視聴が行われた。

この DVD は、①訪問時に好印象を持たれる身だしなみの清潔感に留意すること。②まず手洗いを済ませ調理前に聞く力を発揮してニーズに合った献立を作ること。③調理前の消毒後、時間と食材を無駄なく効率的に活用し、おもてなしの精神を忘れず盛り付けの美しさにも留意すること。④片付け・食品&食材保存については、保存した日付を書いて小分けして冷凍保存すること、など**「目配り・気配り・心配り」**の重要性がわかりやすく解説され、研修の指導者が活用しやすい内容になっていた。

食事作りのプロとして学びたい 高齢者に喜ばれる調理技術

高齢者や介護の必要な方の食事を作る上での具体的な方法として、咀嚼力や嚥下能力に配慮し、呑み込みやすくとろみをつけるためのでんぷん（片栗粉）・寒天・ゼラチンの活用が注目されてきている。この日のセミナーでは，伊那食品工業東京支店の井上毅氏から介護食作りの具体的な方法について、実際の寒天やゼラチンを使った食品事例を、試食も含め学べる機会が提供された。

嚥下能力に配慮した 介護食作りのノウハウ獲得を!

最初に①普通食②介護食③嚥下食④嚥下訓練食（3段階）の段階があることが示された。介護食は、食べる人の段階に合わせた工夫が必要になる。

普通食が食べられない人の場合、介護食用のゼラチン寒天を使用して炊いたご飯なら呑み込めるようになるケースがある。こうした主食の工夫に加えて、様々なおかずやスイーツについても食べやすく呑み込みやすい食事が作れる多くの事例が紹介された。

■ 嚥下食ピラミッドに対応した段階的食事内容

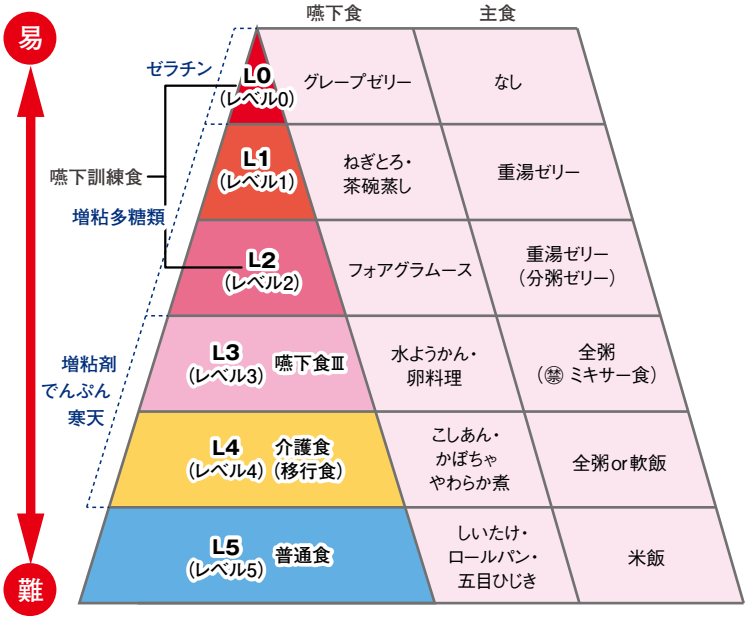

■均一な物性：「嚥下訓練食」L（レベル）0＝開始食、L1＝嚥下食Ⅰ、L2＝嚥下食Ⅱ
■不均一な物性 L3＝嚥下食Ⅲ、L4＝介護食（移行食）、L5＝普通食
※嚥下食ドットコムより引用

介護食の調理技術が向上すれば 家政婦（夫）の専門性が評価される!

講義後、演習としてグループディスカッションと質疑応答が行われ、各紹介所での研修カリキュラムの例も示され、使用する資料の提供も行われた。こうした研修により家政婦（夫）さんの調理の技量が向上することは、利用者・社会から大いに歓迎されるはずだ。

▲充実した教材・資料

コミュニケーション・テーブル
Communication Table

高齢者こそスマホの活用推進が必要

先日看家協会でもYouTubeとツイッターが開設されました。

76歳になる母にもスマホを持ってもらっています。中々使いこなせず、顔を合わせる度に、これ（スマホ）おかしくなっちゃったから直してなどと言ってきます。SNSと聞くと「若い人たちが使うもの」というイメージがあるかもしれませんが、実はシニア世代にこそメリットが沢山あるのです。その中で今注目されているのがうつ病や認知症などの予防・対策にも効果的というものです。高齢者グループに1日1回のSNS投稿を続けてもらい、8週間後に認知能力を調べるテストを行ったところ、認知能力が25％改善したというアリゾナ州立大学の研究結果も存在します。また、日々の食材や軽めの日用品などは、散歩や気分転換を兼ねて近所で買い物したい方も多いと思いますが、白米や調味料、アルコール類など重いものはネット上で購入すれば、家まで届けてくれるので運ばなくて済みます。最近ではウォレット機能でお財布を持たずに買い物ができるお店がどんどん増えてきています。

皆様がお持ちのスマホからツイッターやYouTubeのアプリをダウンロードしてぜひ「日本看護家政紹介事業協会」を検索してみてください。　（投稿　板井仁志より）

★皆様からの投稿をお待ちしています。（掲載文の執筆者には粗品進呈！）

お便りと今号のご感想・要望など看家協会事務局（E-mail：post@kanka.or.jp）まで、メールでお寄せください。また郵送の場合は協会（下記）までお送りください。

〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2
公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会　はなえみ投稿係

編纂委員会（50音順、◎印委員長）
板井仁志、古賀道、渋谷洋子、◎清水保人、高橋和子、茂木芳枝
渡邉嘉子（編集顧問）

編集後記

明けましておめでとうございます。新春インタビューは戸苅会長です。家政婦（夫）さんを巡る環境に明るさが増しているお話を伺いました。その中で昨年末より開始されている「子育てクーポン」は各市区町村へ行き交渉してまいりましょう、我が地域に我が社ありですね。求職者減の問題が常にありますね、地道な努力が必要です。そんな中で活用したいのがYouTube動画の「家事コツ」です。短時間でトイレ掃除などのちょっとしたコツをお伝えしています。研修用の動画として、新人さんからベテランさんまで活用できるので便利です。今年も求職者増へ皆さんで知恵を出し合い前に進みたいと思います、お便りお待ちしています。広報委員会も全員で考えながら進んでいます。今年もよろしくお願いします。　（編纂委員長・清水保人）

カコさんとカンタさんのつぶやき
KAKO & KANTA

新型コロナやインフルエンザがあっても人類は生き抜いていける！

- ●インフルエンザの流行は、1月から2月にかけてピークなんですって！
- ●新型コロナに加えて注意しないとね。インフルエンザは、潜伏期間が1～4日で、9割の人に症状が現れるんだって。
- ●新型コロナは無症状の人が多く息切れ・味覚・嗅覚の障害が起こり易いって。
- ●今は両方の検査がすぐできるから熱や咳が出たら早めに医師に行くことだね。
- ●予防方法はインフルエンザも新型コロナも同じで石鹸やアルコールも有効だって！
- ●やっぱりマスク・手洗い・うがい・蜜を避けて換気だね！
- ●寒い時期にマスクは温かいから、春まではやっぱりマスクは活用しよう！
- ●ウィズコロナの時代。旅行や交流イベントなど気をつけていこう。
- ●人類は生き抜いてきた。だから頑張ろう！

看家広報 はなえみ148号 Hanaemi Bimonthly148
2023年1月25日発行

発行　公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会
〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2
TEL　03-3353-4641
FAX　03-3353-4326
URL　http://kanka.or.jp/
E-mail　post@kanka.or.jp

制作会社：株式会社ヒューマン・コミュニケーション研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-7-14ライオンズ原宿402
研究室：〒104-0045 東京都中央区築地2-15-10-1602
TEL：03-3545-8038
E-mail：yoshiko.w@human-c-labo.net

知っておこう! DATA 社会のニーズ

日本の最多死亡年齢は、男性88歳・女性93歳。

長命化が進行すれば看護・家政の仕事ニーズはますます高まっていきます。
女性の年金は男性に比べて低く、働きたいシニア女性にふさわしい若さを保ち、
経済的にも安心な仕事であることをアピールしていきましょう。

◆男女年齢別死亡数と健康寿命

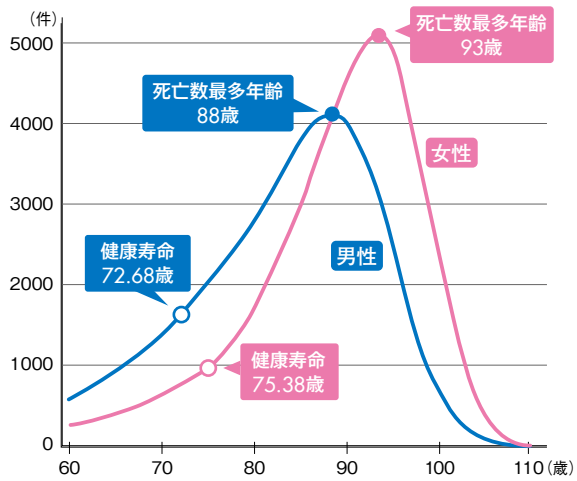

(注)厚生労働省「第23回生命表」、「第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会」資料を基に作成

◆女性の年金は男性に比べ少ない人が多い

(老齢厚生年金)

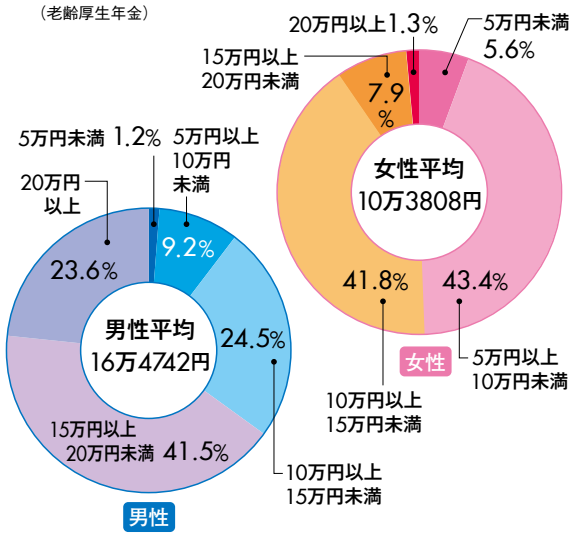

(注)厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報(2020年度)」を基に作成

税法上の優遇措置が適用される
当協会への寄附金をお願い申し上げます。

2023年は新型コロナウイルスの感染拡大がなお続いており、人々の生活・人生をサポートする当協会の活動に、ますます社会の期待が高まっております。当協会は、設立以来看家紹介事業の発展及び看護師家政婦(夫)の就労機会の拡大、福利厚生の向上のために様々な事業を展開してまいりました。こうした事業には、主に会員の皆様の会費と事業収入を充ててきておりますが、厳しい財政事情の中にあり、活動内容の充実・強化を図るため、会員の皆様方に、ご寄附をお願い申し上げます。

◆当協会は税法上の「特定公益増進法人」と位置づけられていますので、当協会への寄附金には、税制上の優遇措置が適用され、所得税(個人)と法人税(法人)の控除を受けることができます。

●皆様からの寄附金は当協会の「寄附金取り扱い規定」に則り、有効に活用させていただきます。また当協会への寄附に対して、「感謝状」を贈らせていただきます。

●当協会への寄附の詳細につきましては、協会ホームページ(http://kanka.or.jp/kifu)をご覧ください。
お振込先:三井住友銀行 麹町支店 普通 136121 日本看護家政紹介事業協会

公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会
看家協会YouTubeチャンネルをどうぞご覧ください。